

離婚相談士・夫婦相談士 資格要件

作成日: 2025年10月5日

本資格要件は、一般社団法人離婚相談連盟(以下「当法人」という。)が実施する「離婚相談士」「夫婦相談士」資格認定制度(以下「本制度」という。)における資格認定の対象者および条件を定め、資格制度の公正かつ適正な運営を図ることを目的とする。

第1条 (共通要件)

本制度の申請者は、以下の全てを満たさなければならない。

1. 満20歳以上であること。
2. 心身ともに健全であり、相談業務に従事できること。
3. 当法人の理念に賛同し、規約および倫理規程を遵守できること。
4. 暴力団等の反社会的勢力に属さないこと。

第2条 (離婚相談士の資格要件)

1. 離婚相談に関する専門的な技術および知識を有することを証明できる者でなければならない。
2. 次のいずれかに該当する者であること。
 - i. 弁護士
 - ii. 司法書士
 - iii. 行政書士
 - iv. 税理士
 - v. 公認会計士
 - vi. 社会保険労務士
 - vii. 宅地建築取引士
 - viii. ファイナンシャル・プランニング技能士
 - ix. 医師
 - x. 公認心理士
3. 認定のためには、以下を満たさなければならない。
 - i. 所定の資格認定料の納入
 - ii. 当法人が定める教育プログラムの修了
 - iii. 認定審査の合格

第3条 (夫婦相談士の資格要件)

1. 夫婦関係や家庭生活に関する相談業務を行う上で必要な専門的な技術および知識を有することを証明できる者でなければならない。
2. 認定のためには、以下を満たさなければならない。
 - i. 所定の資格認定料の納入
 - ii. 当法人が定める教育プログラムの修了

- iii. 認定審査の合格
- iv. ただし、離婚相談士資格保有者は試験を免除する。

第4条（認定後の義務）

1. 認定者は、当法人が定める会費を納入しなければならない。
2. 認定者は、当法人が定める倫理規程を遵守しなければならない。
3. 認定者は、当法人が実施する研修・更新プログラムに参加しなければならない場合がある。

第5条（資格の失効）

以下の場合、資格は失効または取消しとなる。

1. 会費を一定期間納入しない場合
2. 当法人の規約・倫理規程に違反した場合
3. 認定者として不適格と当法人が判断した場合

第6条（改訂）

本要件は、社会情勢や制度運営の必要に応じて当法人理事会の議決により改定される。改定後の内容は、当法人のウェブサイト公表した時点で効力を生じる。

本要件は、2025年10月5日より施行する。

一般社団法人離婚相談連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26-5
代々木シティホームズ803号
代表理事 有賀 輝富